「エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく建築物に係る届出に関する省令」の改正の概要

1. 経緯

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第93号。以下「改正法」という。)が昨年の通常国会において成立・公布されている。

改正法 (建築物に係る部分に限る。) は、

- ① 特定建築物 (床面積2,000㎡以上の建築物) の新築、増改築で一定規模以上のもの をしようとする者に加え、
 - ・ 特定建築物の屋根、壁又は床(以下「外壁等」という。)の修繕又は模様替で一 定規模以上のもの
 - ・ 特定建築物への空気調和設備等の設置又は空気調和設備等の改修で一定規模以上のもの

をしようとする者に対し、省エネ措置の届出を義務付けること

- ② 上記の届出をした者に対し、届け出た事項に関する維持保全の状況の定期報告を義務付けること
- ③ 住宅についても非住宅と同様の措置を求めることとすること 等を内容とするものである。

2. 省令改正の概要

改正法の施行に伴い、届出及び定期報告に関する省令事項について、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令」(平成15年国土交通省令第15号)を改正して規定する必要がある。

具体的には、同省令について以下のような改正を行う予定。(改正事項は下線部)

- ① 届出を要する行為を行う21日前までに(<u>外壁の崩落、設備の故障等により、急遽、外壁等の大規模修繕又は模様替や空気調和設備等の設置又は大規模改修の工事を行わざるを得ない場合は、当該工事を着手する前までに)、省エネ措置の届出書※正副2</u>通を所管行政庁に提出しなければならないこと。
- ② 届出書には、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容に関する書類及び図面を添付しなければならないこと。
- ③ 届出した事項を変更した場合は、速やかに、変更届出書※正副2通を所管行政庁に 提出しなければならないこと。
- ④ 2以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設(熱供給事業法(昭和 47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設をいう。)、蓄熱槽その他の施 設から熱又は電気の供給を受ける場合は、当該2以上の建築物の建築主等は、届出書 を共同して提出することができること。

- ⑤ 定期報告制度が新設されたことにともない、<u>当該建築物について最初に届出をした</u> 日の属する年度の末日から起算して3年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の 最終年度内に、定期報告書正副2通を所管行政庁に提出しなければならないこと。
- ⑥ 平成18年4月1日から 21 日を経過するまでの間に、以下に掲げる工事の着手を予定している建築主等は、この省令の施行後速やかに省エネ措置の届出をしなければならないこと。
 - ・ 新築、増築又は改築(住宅)
 - 外壁等の大規模修繕又は模様替(住宅及び非住宅)
 - ・ 空気調和設備等の設置(住宅及び非住宅)
 - 空気調和設備等の大規模改修(住宅及び非住宅)
- ※ 届出書、変更届出書、定期報告書の様式については、別添の通り。

3. スケジュール

平成18年4月1日施行予定

届出書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第75条第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄		※特記欄	※整理番号欄
平成 年)	月日		
第	号		
係員印			

特定建築主等の概要

	【イ. 【ロ. 【ハ.	定建築の 氏名】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ンフリカ き号】	゚゚゚ナ】							
	【イ. 【ロ. 【ハ. 二.	(理者】 (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五)	·号】 1】								
	【イ. 【ロ. 【ハ.	計者】 氏務 動便在 動所 電話	·号】 2】								
	【イ. 【ロ. 【ハ.	工事施工 斯名】 斯里 斯里 斯里 新工 工 新 里 在 工 番	i】 : 号】 !】								
	【【【】【】【【【】】	整所名用構 階高敷建 延物在称途造 数さ地築 べ	』】 □鉄僚の 地上 i積】((ifi積】((iコンク)他(階 m)	リート ・ 地 ㎡) ㎡)) 下 (届出	鉄骨鉄館 階 以外の音			滑造	
[6	ь. л	工事着手	予定年	月日】	平成	年	月	日			
[7	'. I	事完了	予定年	月日】	平成	年	月	目			
1 8	信	吉老 】									

省エネルギー措置の概要

	□増築 □改築 外気に接する屋根 調和設備等の設置		
【2. 用途区分】□ホテ □学校		□物品販売業を営む店舗等 □集会所等 □工場等 □	≦ □事務所等]住宅
	置の概要】 能】	止のための措置】 MJ/(㎡・年)))	
□年間暖冷原		(年間暖冷房負荷 (相当隙間面積 (該当する地域区分	MJ/(㎡・年)) (c㎡/㎡)) 地域)
□熱損失係数 及び夏期	女 日射取得係数の基	準 (熱損失係数 (夏期日射取得係数 (相当隙間面積 (該当する地域区分	W/(㎡・K))) (c㎡/㎡)) 地域)
【空気調和設備】 【イ. 工事概要】 【ロ. 省エネルギー 【ハ. 省エネルギー	措置の概要】 性能】 調エネルギー消費	効率的利用のための措置】 係数))	
【空気調和設備以外の 【イ. 工事概要】 【ロ. 省エネルギー 【ハ. 省エネルギー □性能基準(換 □仕様基準(評	措置の概要】 性能】 気エネルギー消費	係数))	
【照明設備】 【イ.工事概要】 【ロ.省エネルギー 【ハ.省エネルギー □性能基準(照 □仕様基準(評	性能】 明エネルギー消費	係数)	
【給湯設備】 【イ. 工事概要】 【ロ. 省エネルギー 【ハ. 省エネルギー □性能基準(給 □仕様基準(評	性能】 湯エネルギー消費	係数))	
【昇降機】 【イ. 工事概要】 【ロ. 省エネルギー	措置の概要】		

【ハ. 省エネルギー性能】 □性能基準(エレベーターエネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計)	
【その他】 【イ. 工事概要】 【ロ. 省エネルギー措置の概要】		

【5. 備考】

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - 数字は算用数字を用いてください。
- 2. 第一面関係
 - ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② ※印のある欄は記入しないでください。
- 3. 第二面関係
 - ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
 - ③ 特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
 - ④ 5欄の「二」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
 - ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準(法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。)を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
 - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれら に類するものをいう。
 - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の 状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、 各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱ ちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
 - (9)「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に 関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3欄から4欄までは、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 3 欄及び4 欄の「イ」は、建材や機器の種類・仕様等、省エネルギー性能の計算の際に必要となった事項を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑤ 3 欄及び4 欄の「ロ」は、省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑥ 3 欄及び4 欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。なお、住宅以外の建築物に適用する省エネルギー基準と住宅に適用する省エネルギー基準とは異なります。ただし、3 欄の「ハ」の(2)は、法第74条第2項に規定する指針を踏まえ、当該部分に記載すべき事項に相当する省エネルギー措置を別紙に記載して添えることをもってこれに代えることがで

きます。

- ⑦ ④から⑥までの規定にかかわらず、4欄は、住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- 8 4 欄の「その他」は、エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用 を図ることができる設備又は器具について記入してください。
- ⑨ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

変更届出書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名

印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月	3	
第	<u></u>	
係員印		

(注意)

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 数字は算用数字を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

定期報告書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第75条第4項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

平成 年 月 日

報告者氏名 印

※受付	计欄			※特記欄	※整理番号欄
平成	年	月	日		
第			号		
係員印	J				

報告者等の概要

【1.報告者】 【イ.氏名のフリガナ】 【ロ.氏名】 【ハ.郵便番号】 【ニ.住所】 【ホ.電話番号】	
【2.代理者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】	
【3.調査者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】	
【4.建築物及びその敷地の概要】 【イ. 所在地】 【ロ. 名称】 【ハ. 用途】 【ニ. 構造】□鉄筋コンクリート造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □その他(
【ホ.階数】地上 階 【ヘ.高さ】(m) 【ト.敷地面積】(m²) 【チ.建築面積】(m²) (届出部分)(届出以外の部分)(合計) 合計) 【リ.延べ面積】(m²)(

【5. 備考】

建築物の維持保全の状況等

	1.イロ ハ ニホ	•	届届 用 届出 日	をを区書	しかしか	を	】 分 ホ学 】	平】 テ校口	- 成□□□ル等有	接気湯□□	外調設□飲無	気印備病食	接備口等等	す 以 昇 [[る外降ココ	屋り 幾勿長	幾械 品販	壁換売等	又気 業	は設を冒	末備 営む	□□□	照舗舗	明認 等	ழ 備 □]]事	備務別	行等	
	2.	•	報告	書	のす	有無	ŧ]		有									. 1 3											
_	【イ		増成成成成	ξ,	改年年年			:繕		 莫様 I I	村村	の要要要要	i (i (i ()))							
_			1) □ 谴 2) 雀 □ 有	材置工(等□ネ概	ひ後 下が 要	<u> </u>	(措	概要	ē)変	更の	り有	無]		全 6		·元)]										
_			1)機 □ 億 2)省 □ 有	器面工(等□ネ概	の省 下 レ 要	工道	(措	概要	ē)変	更の	り有	無]		全の		:況)]	- -									
-			1)機□ □ 2)省 □	器面工(等□ネ概	か 不 レ 要	工	ネ (措	ルキ 概要	デー 更)変	性前更の	もの	維無	- 持 】)		全 6		:況)]										
_			1)機 □ 億 2)省 □ 1	器面工(等□ネ概	ひぼ レ 要	<u> </u>	(措	概要	ē)変	更の	り有	無]		全 0		·況)]										
_			1)機 □ 億 2)省 □ 有	器面工(等□ネ概	ひぼ と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	<u> </u>	(措	概要	ē)変	更の	り有	無]		全 の		·況)]		- 	- -							
_	[] __		 昇. 熔	松	1																								

、 昇降磯】 【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

□適 □不適 (概要) 【(2)省エネルギー措置の変更の有無】 □有(概要) □無 【変更後の省エネルギー措置の概要】	
【チ. その他】 【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況 □適 □不適 (概要) 【(2)省エネルギー措置の変更の有無】 □有(概要) □無 【変更後の省エネルギー措置の概要】	兄】

【3. 備考】

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - 数字は算用数字を用いてください。
- 2. 第一面関係
 - ① 報告者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② ※印のある欄は記入しないでください。
- 3. 第二面関係
 - ① 報告者又は調査者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる報告者又は調査者について記入し、別紙に他の報告者又は調査者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 1欄は、法第75条第1項の規定による届出をした者(届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者)とする。)について記入してください。
 - ③ 1欄は、報告者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
 - ④ 報告者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
 - ⑤ 報告者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3 欄に記入してください。
 - ⑥ 4欄の「二」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
 - ① ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを 入れてください。
- ③ 1欄の「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ホ」は、報告をした年月日を記入してください。複数の報告をしていて、 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑤ 1欄の「へ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」は、最初の届出(報告をしたことがある場合は前回の報告)以降に行った増築、改築、直接外気に接する屋根、壁若しくは床の修繕若しくは模様替、空気調和設備等の設置若しくは改修又は用途の変更(以下「増築、改築、修繕、模様替等」という。)について古いものから順に記入し、増築、改築、修繕、模様替等が完了した年月日を併せて記入し、それぞれ増築、改築、修繕、模様替等の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑦ 2欄の「ロ」から「チ」までは、最初の届出(報告をしたことがある場合は前回の報告)以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。
- ⑧ 2欄の「ロ」から「チ」まで中の(1)は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているか否かを定期的に確認した結果について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑨ 2欄の「ロ」から「チ」まで中の(2)は、省エネルギー措置の変更の有無について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、その変更の概要を記入し、「変更後の省エネルギー措置の概要」の欄に変更後の省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄又は別紙に記載して添えてください。